

— 創立20周年記念誌 —

被害者支援20年の歩み

一人にはならない、させない支援の手

岐阜県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター



シンボルマーク
「こころっぴー」



被害者やご家族・ご遺族を支え合う協働社会
安全で安心して暮らせる社会をめざして



目次

挨拶 ぎふ犯罪被害者支援センター理事長	03
祝辞 岐阜県知事	04
祝辞 岐阜県警察本部長	05
被害者やご家族・ご遺族を支える事業	06～07
相談・直接的支援活動の推移	08～09
被害者支援の輪を広げる事業	10～11
支援センターの歩み	12～14
あとがき	15

理事長あいさつ

当センターは平成16年6月1日に任意団体として発足し、今年で20周年を迎えることになりました。これも、ひとえにみなさまのお力添えによるものと思っております。

当時は、精神科医である杉田憲夫氏（初代理事長）、臨床心理士森川士朗氏（二代目理事長）とともに、設立準備段階から、私も弁護士として関わり、7年ほど前に私が三代目理事長に就任しました。

平成22年11月には、岐阜県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、被害者情報へのアクセスが格段に良くなり、いち早く、被害者支援の体制を取ることが可能になりました。

平成27年10月には、岐阜県からの受託事業として、ぎふ性暴力被害者支援センターも開設することができ、当センターの必要性がますます認知されるようになりました。

この20年の間には、犯罪被害者の地位も確立し、世間に認知されるようになり、法制度の整備（刑事手続参加、損害賠償命令、少年審判傍聴等）も進み、公判期日の出席、検察官に対する意見、証人尋問、被告人質問、意見陳述（求刑意見を含む）が犯罪被害者にも認められ、資力基準をみれば国選被害者参加弁護士も選定できることになりました。

また、岐阜県においては、すべての市町村に犯罪被害者支援に特化した条例が制定され、その後令和3年4月には県条例も施行され、自治体レベルでの犯罪被害者支援のための体制が、ようやく整備されました。

さらに、国レベルでは、今まで実質的な支給水準が低かった犯罪被害者給付制度に基づく給付金額についても、大幅な引き上げがされることになりました。

ただ、まだまだ、法律的には、裁判員裁判における公判前整理手続きに被害者側が参加できないなど、立法的解決すべき課題が山積し、改善の余地が多いことは実感しますが、被害者の方や遺族の方の思いに接するたび、それが、当センターの原動力になっているのだと、いつも痛感しております。

今後、当センターが、30周年に向けて、さらなる飛躍ができるようになることを祈念いたしまして、理事長のあいさつとさせていただきます。



ぎふ犯罪被害者支援センター
理事長

鈴木 雅雄



岐阜県知事
古 田 肇

祝 辞

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターが、本日ここに創立20周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴センターの皆様方をはじめ、本日御列席の関係者の方々におかれましては、長年にわたり、犯罪や交通事故の被害に遭われた方々への御支援と、県民への犯罪被害者等支援活動の普及啓発に格別の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

貴センターは、平成16年6月に任意団体として発足し、その後、平成21年に公益社団法人、平成22年には、県公安委員会より県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けられるなど、民間の犯罪被害者等支援の県内拠点として、組織体制や支援内容を充実・強化してきておられることは、県としても大変心強い限りです。

さて、県内の犯罪発生状況を見ますと、刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向が続いておりましたが、令和4年からは2年連続で増加しております。また、交通事故による死者数は、令和5年は50人と前年に比し大幅に減少しましたが、本年は既に、前年同期を上回る状況にあるなど、悲惨な交通事故は後を絶ちません。

こうした犯罪や交通事故の被害に遭われた方やその御家族・御遺族の精神的、経済的な負担は非常に大きいものでありますが、被害者の方々に寄り添い、様々なニーズに対応する貴センターの献身的なサポートは、大変重要で不可欠なものと考えており、日頃の皆様の活動に改めて敬意を表するものであります。

県におきましては、令和3年4月に施行した「岐阜県犯罪被害者等支援条例」に基づき、「岐阜県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らすことのできる岐阜県の実現を目指しております。

また、貴センターや警察等の関係機関と連携した支援調整会議をはじめ、犯罪被害者等が途切れのない支援を安心して受けられる体制づくりや、必要な支援を行う人材の育成に係る研修、各種助成金の支給、犯罪被害遺児激励金の支給及び広く県民に対して犯罪被害者等支援への理解を深める広報活動に継続的に取り組んでいるところです。

今後とも、貴センターと県との連携を一層深め、多くの関係者の皆様方とともに「安全に安心して暮らすことのできる岐阜県」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。格別の御理解とお力添えをお願い申し上げます。

最後に、貴センターの益々の御発展と皆様方の御多幸をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターの創立20周年を心よりお祝い申し上げます。また、平素から犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援に取り組まれていることに心から感謝申し上げます。

貴センターは、平成16年6月に民間被害者支援団体として設立された後、平成22年11月には、県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう電話や面接相談、検察庁、裁判所、病院等への付添支援、さらには被害者支援意識の高揚を図る広報啓発活動など犯罪被害者等に寄り添った様々な活動を進めてこられました。

鈴木理事長をはじめとした支援活動員の皆様におかれましては、長年にわたるその活動に敬意を表するとともに重ねて感謝を申し上げます。

近年の被害者支援をめぐる情勢をみますと、平成16年12月に犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにした犯罪被害者等基本法が制定されたのを始め、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が4回にわたって策定され、各種の制度が新設あるいは拡充されるなど、我が国の被害者支援に関する施策は着実に進展しております。岐阜県では令和3年4月に岐阜県犯罪被害者等支援条例が施行され、同条例に基づいて岐阜県犯罪被害者等支援計画が策定されるなど、歳月を重ねる中で犯罪被害者等を取り巻く環境は変わり、その支援に係る体制や施策も随時見直されているところであります。

こうした中、警察としましては、被害直後から犯罪被害者等に深く関わる機関として、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう様々な支援を行っているところであります。

犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻すためには、関係機関が連携した途切れることのない支援が重要であり、きめ細やかな支援活動をされている貴センターの担う役割は非常に重要なものであります。

今後も警察をはじめ、関係機関と緊密に連携していただき、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援活動の実施をお願いいたしますと共に、今後の益々の御発展を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



岐阜県警察本部長
大 濱 健 志

被害者やご家族・ご遺族を支える事業



ぎふ犯罪被害者支援センターは、事件・事故にあわれた被害者やご家族・ご遺族の被害回復を側面的に支援するために設立された民間団体です。当支援センターは、岐阜県公安委員会から、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことが出来る団体として、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

相談・支援事業



支援センターの相談・支援事業は、2004年(平成16年)6月に、週2回(火・木、13時～16時)の電話相談とメール相談からスタートしました。その後、2005年(平成17年)11月に、受付日を週5回(月～金)に拡大、2009年(平成21年)10月に、受付時間を10時～16時に延長するとともにフリーダイヤルを設置、2018年(平成30年)4月には全国共通ナビダイヤルが設置され、現在の体制となりました。また、2015年(平成27年)7月に、多治見市役所・高山市役所での移動相談を開始し、アウトリーチにも力を入れてきました。

2022年(令和4年)4月から、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を設置し(県からの受託事業)、市町村窓口との連携強化を図っています。

1.相談

電話相談

☎ 0120-968-783

TEL 058-268-8700 (通話料がかかります)

月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

※上記以外の時間

なやみ こよ

全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 (通話料がかかります)

7:30～22:00 (12/29～1/3までを除く)

メール相談

ホームページの相談フォームから

ぎふ 被害者支援 検索 <https://www.gifu-vsc.org>

面接相談

月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※予約制

移動相談

多治見市役所 毎月第2水曜日 11:00～15:00

高山市役所 毎月第4水曜日 11:00～15:00

※予約もできます。祝日と重なる場合は翌日実施いたします。



電話相談室



面接室



移動相談車



車内の面接スペース

2.直接的支援

警察署・検察庁・裁判所・病院・関係機関等への付添い、法律相談・カウンセリングの支援を行っています。

3.犯罪被害者等支援コーディネート業務

【県からの受託事業】

犯罪被害者等支援の専門知識を持ったコーディネーターが、犯罪被害者等のニーズを適切、的確に把握し、個別の事情に応じた支援計画の作成を行い必要な支援につなげるとともに、誰もが身近な市町村で安心して相談が受けられるよう市町村窓口の支援を行っています。



自助グループ活動の支援

2010年(平成22年)1月28日、交通事故によりご家族を失ったご遺族9人が集まり、自助グループ「ふれあい」が発足しました。発足後、毎月1回定例会を開催しています。



ご遺族の声



息子(22歳)を亡くして悲嘆に暮れていた時に、交通事故遺族の自助グループ「ふれあい」の会にめぐり合いました。参加させて頂くうちに「人の温かさ」「思いやり」に触れ、人間らしい感情を取り戻すことが出来ました。また社会生活において、一歩前に進む勇気も頂きました。自分を偽ることもなく自然体で居られる「ふれあい」の会に心癒されており、また参加されている人達に感謝しております。

瑞穂市K



自助グループ チラシ

ぎふ性暴力被害者支援センター【県からの受託事業】



2015年(平成27年)10月に、県が開設した性暴力被害専用相談窓口です。相談・支援直後から中・長期にわたり、ワンストップで支援を行います。(公社)ぎふ犯罪被害者支援センターが、県から委託を受けて運営し、県警、県産婦人科医会、県弁護士会、県臨床心理士・公認心理師協会をはじめ、多くの関係機関・団体が連携・協働しています。

1.相談

電話相談

24時間ホットライン やさしく 毎月第2・第4火曜日の16:00～20:00は、
TEL 058-215-8349 男性相談員も待機しています。

はやくワンストップ
全国共通短縮番号 #8891 (通話料無料)

メール相談

ホームページの相談フォームから

ぎふ 性暴力被害 検索 <https://www.onestop-gifu.org>

面接相談

月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※予約制

◇被害直後の急性期診療に関する支援は24時間・365日対応

LINE相談

LINE 公式アカウント



2.同行支援

病院・関係機関等への付添い、相談・カウンセリングの支援を行っています。



リーフレット

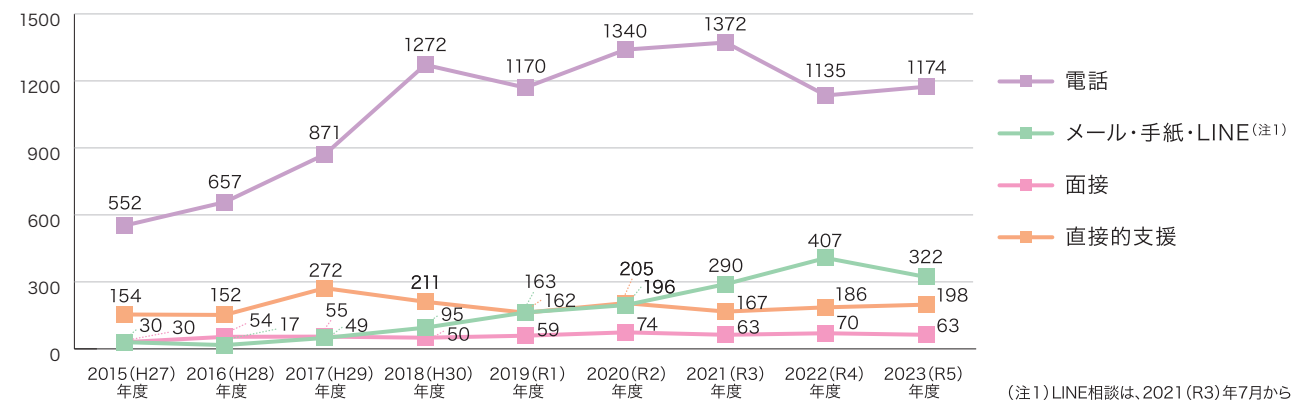


相談・直接的支援活動の推移（2015年度～2023年度）

「ぎふ犯罪被害者支援センター」及び「ぎふ性暴力被害者支援センター」の相談・直接的支援（同行支援）件数を合わせた統計となっています。※各項目は、全国被害者支援ネットワークの統計に準拠しています。

相談・直接的支援件数の推移

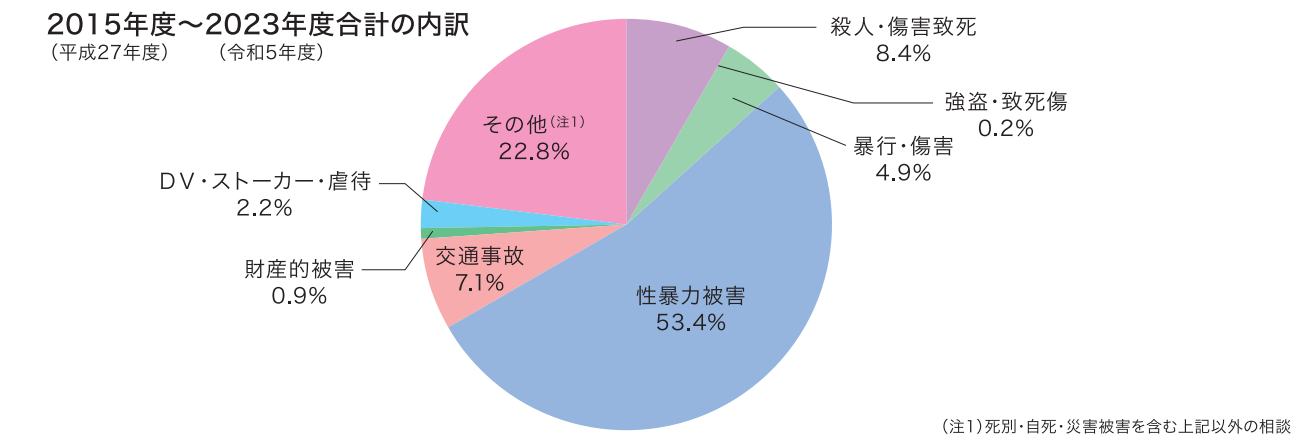
電話相談は増加傾向にあり、電話やメール相談から面接や直接的支援につながる事案も増えてきました。また、「ぎふ性暴力被害者支援センター」では、2021年（令和3年）7月からLINE相談を開始、主に若年層からの相談に対応しています。



被害内容の内訳

相談と直接的支援を合わせた被害内容の内訳です。直接的支援との関係で、その年度によって違いはありますが、近年、性暴力被害の割合が多くなっています。

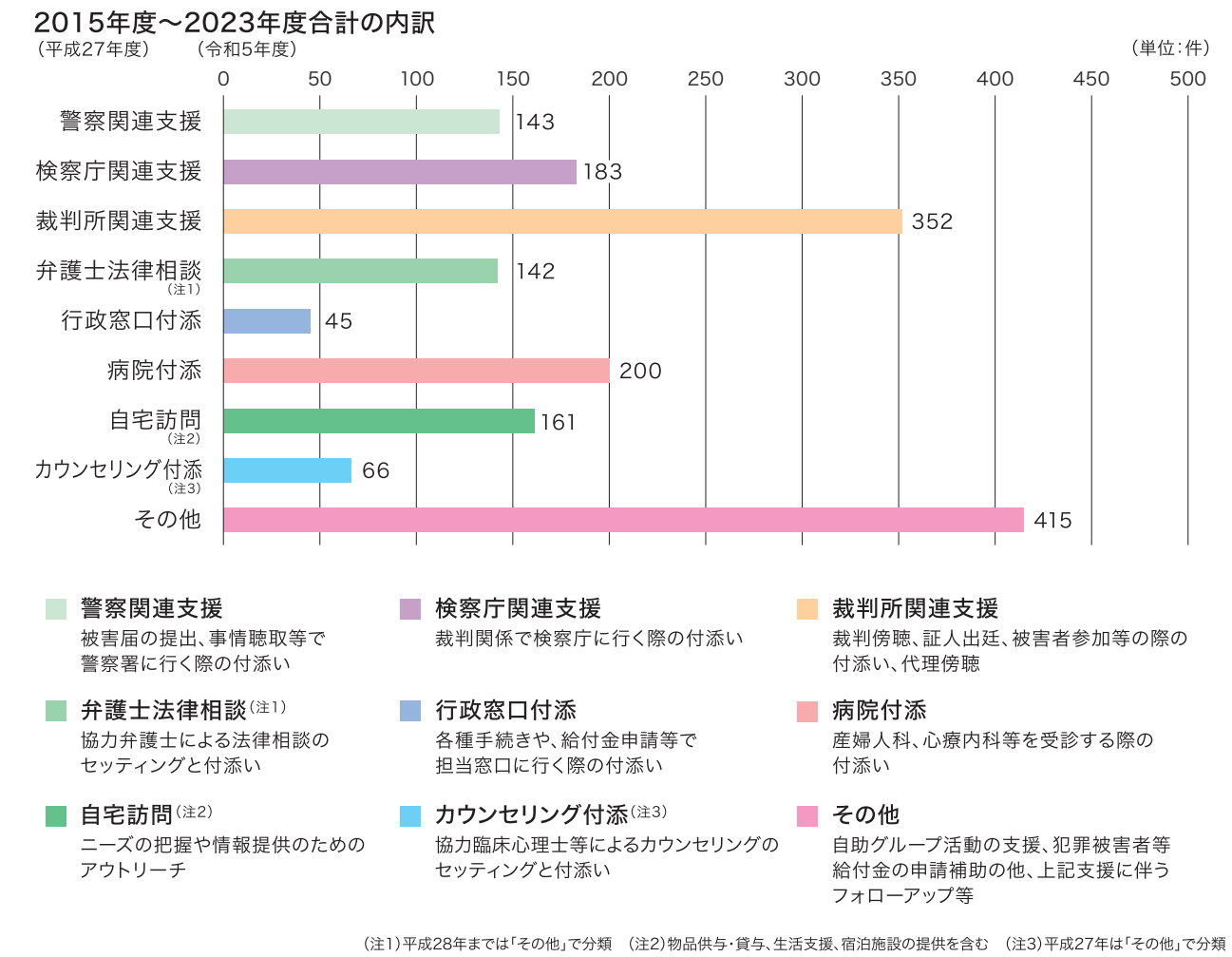
	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
殺人・傷害致死	101	102	171	129	113	165	171	108	49
強盗・致死傷	1	5	3	2	5	12	2	0	0
暴行・傷害	115	89	29	38	108	132	42	52	44
性暴力被害	314	367	633	665	771	1068	926	1204	1224
交通事故	68	74	78	84	113	141	164	137	85
財産的被害	8	19	9	14	35	12	5	8	7
DV・ストーカー・虐待	13	46	80	32	25	11	24	11	54
その他(注1)	146	178	244	664	384	274	558	278	294
合計	766	880	1247	1628	1554	1815	1892	1798	1757



直接的支援の内訳

司法関係の支援が全体の約50%を占めており、直接的支援の中核となっています。また、約15%を占める病院付添では、産婦人科受診の付添いの割合が多くなっています。

	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度
警察関連支援	14	11	8	12	10	26	15	16	31
検察庁関連支援	29	18	41	29	8	16	16	22	4
裁判所関連支援	37	41	43	54	41	35	44	28	29
弁護士法律相談(注1)	4	1	12	17	17	19	12	31	29
行政窓口付添	2	9	6	2	5	8	4	4	5
病院付添	9	17	41	32	17	17	13	22	32
自宅訪問(注2)	21	21	25	19	16	15	13	16	15
カウンセリング付添(注3)	5	10	11	8	4	7	6	5	10
その他	33	24	85	38	44	62	44	42	43
合計	154	152	272	211	162	205	167	186	198



被害者支援の輪を広げる事業



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョウとちゃん」

ぎふ犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者等を社会全体で支えるために、広報啓発活動、関係機関・団体との連携事業、相談・支援を担う人材を育成する事業などを行っています。

広報啓発活動



被害者支援制度の周知や被害者等の声を社会に届ける活動です。リーフレット、広報誌「こころの輪」、手記集などを作成し配布するほか、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせて、講演会の開催、街頭広報、市役所や公共施設でのパネル展示なども行っています。



リーフレット



こころの輪



手記集



パネル展示



街頭広報

関係機関・団体等との連携

警察、市町村、ほかの相談機関・団体等と連携を図り、支援体制づくりに取り組んでいます。会議・交流会等へ出席するほか、講師派遣も行っています。



支援活動員の養成及び研修



1. 支援活動員養成講座

支援活動に従事していただく方を養成するための入門講座です。2004年(平成16年)から2007年(平成19年)まで毎年開催してきました。2003年(平成25年)からは隔年で開催しており、2023年(令和5年)に第11期養成講座を実施しました。



受講者の声

- 被害者支援の重要性を知ると同時に、その難しさや責任の重さを痛感しました。
- 自分自身を見つめ直し、自分なりに支援員としての心構えを持ち活動していきたいと思います。



第11期募集チラシ

2. 支援活動員研修

相談・支援の専門性を高めるための専門研修です。専門家による講義のほか、グループワーク、事例検討会などを定期的に行っています。関係機関・団体が開催する外部研修にも積極的に参加しています。



支援活動員の声

- 研修を受講したことで、今自分が何が足りなくて、何を習得しないといけないか、明確に理解することができました。
- 自身のこれまでの支援経験と照らし合わせ改善点や反省すべき点にも気づかされました。

犯罪被害者等支援人材育成研修【県からの受託事業】



犯罪被害者等が抱える問題、二次的被害、支援制度について学ぶ公開講座です。2021年度(令和3年度)から、対面やオンラインで毎年開催しています。



2023年(令和5年)開催

受講者の声

- それぞれの立場からの話を聴くことで、犯罪被害者についての理解が深まりました。
- 実際の被害者遺族の方のお話があったことで、より親身に捉えることができました。

支援センターの歩み

- 支援センターのできごと
- 社会のできごと
- ※ NNVS:全国被害者支援ネットワーク
- ※ ワンストップ:ぎふ性暴力被害者支援センター



- 1998年(平成10年)――
5月 全国被害者支援ネットワーク設立
- 1999年(平成11年)――
5月 NNVS「犯罪被害者の権利宣言」を発表
- 2003年(平成15年)――
7月 第1回民間被害者支援団体設立準備委員会開催
10月 NNVS 10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め全国キャンペーンを実施
12月 第1回ぎふ犯罪被害者支援センター設立委員会開催
- 2004年(平成16年)――
4月 第1期支援活動員養成講座開講
6月 任意団体として「**ぎふ犯罪被害者支援センター**」発足・記念講演会開催
電話・メール相談開始 火・木 13時～16時(シンクタンク庁舎2階)
8月 NNVSに加盟
9月 岐阜県犯罪被害者支援活動推進協会に加盟
10月 広報誌「こころの輪」創刊・ホームページ開設
11月 シンボルマーク採用
12月 「犯罪被害者等基本法」公布(平成17年4月1日施行)
- 2005年(平成17年)――
4月 第2期養成講座開講
11月 電話相談 月～金 13時～16時に拡大
12月 「犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)」策定
- 2006年(平成18年)――
4月 第3期養成講座開講
4月 日本司法支援センター(法テラス)設置
10月 標語採用「一人にはならない、させない支援の手」
11月 第1回犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)実施
内閣府「犯罪被害者白書」発表
- 2007年(平成19年)――
4月 第4期養成講座開講
6月 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布
※被害者参加制度、損害賠償命令制度等の創設
- 2008年(平成20年)――
4月 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行
7月 広報誌「こころの輪」号外発行(講演会の特集)
12月 「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護制度」、「損害賠償命令制度」施行
- 2009年(平成21年)――
5月 「裁判員制度」施行
6月 「**一般社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター**」設立・記念講演会開催
9月 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン参加
10月 ホームページをリニューアル
フリーダイヤル設置 電話相談 月～金 10時～16時に拡大
12月 「**公益社団法人**」として**岐阜県知事の認定を受ける**
- 2010年(平成22年)――
1月 第1回 自助グループ「ふれあい」開催
4月 事務所移転(シンクタンク庁舎4階)、電話相談室・面接室設置
6月 第5期養成講座開講
11月 **岐阜県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける**
- 2011年(平成23年)――
3月 相談室の防音工事、支援車両の購入
3月 「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)」策定
6月・11月 NNVS東海・北陸ブロック研修(開催県)
- 2012年(平成24年)――
2月 犯罪被害者支援チャリティーサッカーフェスティバル(栗野グランド)
- 2013年(平成25年)――
8月 第6期養成講座開講
12月 NNVSホッピング事業(古本の寄付)参加
12月 「被害者参加旅費等支給制度」施行



2014年6月
創立10周年記念式典



2014年
岐阜県警察本部長より感謝状の贈呈



2020年12月
犯罪被害者週間岐阜大会



2020年
犯罪被害者支援有功団体表彰



養老鉄道「つり革オーナー」に広告



- 4月 「第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)」策定
「警察庁犯罪被害者支援基本計画」策定
- 6月 **創立10周年記念式典・講演会開催**
- 9月 移動相談用支援車両購入(日本財団助成)
- 11月 24時間電話相談実施
- 2014 平成26年
- 2015 平成27年
- 2016 平成28年
- 7月 刑法の一部を改正する法律施行(110年ぶりの改正)
- 8月 第8期養成講座開講
- 10月 シンボルマーク愛称採用「こころっぴー」
犯罪被害者・遺族の手記集「あの日に戻れたら」発行
- 5月 第7期養成講座開講
- 7月 移動相談開始(多治見市・高山市)
- 10月 「**ぎふ性暴力被害者支援センター**」開設(県からの受託事業)



2017 平成29年



2015年10月
「ぎふ性暴力被害者支援センター」開設



2015年
羽田人権文化基金の人権大賞を受賞

2018 平成30年

2019 平成31年
令和元年

- 7月 NNVS東海北陸ブロック質の向上研修(開催県)
8月 第9期養成講座開講



2019年7月
NNVS東海北陸ブロック 質の向上研修

2020 令和2年

2021 令和3年

- 1月 犯罪被害者・遺族の手記集「あの日に戻れたら」<第2集>発行



- 4月 「犯罪被害者等支援人材育成研修事業」開始(県から受託事業)
- 4月 「第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)」策定
「岐阜県犯罪被害者等支援条例」施行
「岐阜県犯罪被害者等支援計画」策定
岐阜県内市町村すべてに犯罪被害者等支援条例制定

- 7月 ワンストップLINE相談開始
9月 第10期養成講座開講



2023年12月
生命のメッセージ展in岐阜

- 4月 「犯罪被害者等支援コーディネーター」設置(県から受託事業)
- 5月 養老鉄道「つり革オーナー」に広告(～2023年5月まで)
- 6月 **創立20周年記念式典・記念講演会開催**
- 7月 「刑法等の一部を改正する法律」及び「性的姿態撮影等処罰法」施行(一部規定を除く)
- 9月 第11期養成講座開講
- 12月 「生命のメッセージ展in岐阜」開催

2022 令和4年

2023 令和5年

2024 令和6年



●講演会開催記録（2014年～2024年）※講師の肩書は当時のものです

犯罪被害者、ご遺族、専門家等を講師にお招きして、毎年講演会を開催してきました。参加者からは「私たちに何ができるか考えさせられた」「他人事ではなく、自分事として受け止めたい」「もっとたくさんの人に聞いてもらいたいと思った」等の感想が多く寄せられました。



2014 平成26年	6月 創立10周年記念講演 「被害者支援の課題と今後の展望」 諸澤英道 常磐大学大学院教授・認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク顧問		2014年6月
2015 平成27年	11月 「立ち上がる選択」～性暴力を許さない社会のために～ 写真展「STAND」～性暴力サバイバー達の素顔～ 大藪順子 フリーフォトジャーナリスト		
2016 平成28年	11月 「悲しみを生きる力に」～被害者遺族からあなたへ～ 入江 杏 「世田谷事件」被害者ご遺族		
2017 平成29年	3月 「子どもの性暴力被害の実態と支援の方向性」 山本恒雄 (社福)恩賜財団母子愛育会・愛育研究所客員研究員		2015年11月
	11月 「いのちの重さを見つめ続けた16年」～愛(かな)しみと共に生きる～ 本郷由美子 「大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件」被害者ご遺族		
2018 平成30年	3月 「性暴力被害についての理解と対応」 白川美也子 精神科医・臨床心理士		
	11月 「性暴力をなくすために私たちができること」～性暴力の影響と必要な支援～ 山本 潤 (一社)Spring代表理事		2018年11月
2019 令和元年	3月 「性犯罪罰則改正後の性犯罪被害者支援」 田中嘉寿子 大阪高等検察庁検事		
	8月 「犯罪被害者になるってどんなこと？」～少年犯罪で息子を奪われた母の思い～ 武 るり子 少年犯罪被害当事者の会代表		
	11月 「心(むすめ)が教えてくれた大切なこと」～支援によって生かされた私たち家族～ 清水誠一郎 犯罪被害者ご遺族		2019年8月
2020 令和2年	2月 「性暴力被害に遭うということ」 早川恵子 性暴力被害者 ※11月の講演は新型コロナウイルス感染症対策のため中止		
2021 令和3年	2月 基調講演「性犯罪捜査の実態」 西田美乃里 岐阜県警察 パネルディスカッション 西田美乃里 岐阜県警察 宮崎千恵 産婦人科医・宮崎千恵婦人クリニック院長 寺田道夫 (公社)ぎふ犯罪被害者支援センター副理事長		2022年11月
	11月 「あずに希望を託して！」～逆境から学んだこと～ 加藤裕司 殺人等事件被害者ご遺族・(公社)被害者サポートセンターおかやま理事		
2022 令和4年	2月 「性暴力被害の現状とワンストップセンターの取組み」※オンライン開催 加藤治子 産婦人科医・性暴力救援センター・大阪(SACHICO)代表		
	11月 「犯罪被害者とその支援 ～私の体験～」 平井紀夫 犯罪被害者ご遺族・(公社)全国被害者支援ネットワーク特別顧問 (公)京都犯罪被害者支援センター副理事長		2024年2月
2024 令和6年	2月 「交通事故の現実と被害者支援」～絶望の中の希望～ 松永拓也 池袋暴走事故ご遺族・(一社)関東交通犯罪遺族の会(あいの会)副代表理事		

犯罪被害者支援は、多くの皆様に支えられています。

賛助会員・寄付で 支援する



賛助会費及び寄付金は、「特定寄付金」として、税制上の優遇措置を受けることができます。

年会費	個人 …………… 3,000円 法人・団体 …… 5,000円
寄付金	随時受け付けております。



毎月11日の「イオン幸せの 黄色いレシート」で支援する



店頭に設置されているBoxに黄色いレシートを投函していただくと、レシートの合計額の1%にあたる物品が該当団体に寄付されます。当支援センターは「イオンスタイル各務原インター」で活動しています。



「ホンデリング」で 支援する



読み終えた本が支援活動に役立ちます。

チャリボン で検索

支援先：全国被害者支援ネットワーク

個別コード：N10

※2011年以降に出版された本が買取りの対象となります。



「寄付型自販機」の設置で 支援する



飲料代金の一部が犯罪被害者支援活動への寄付となります。設置先を募集しています。



企業の皆様へ

社会全体で犯罪被害者等を支えていくために、企業向けの研修を行っています。(無料)



●犯罪被害者等への支援は、SDGsに合致しています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念のうち、5つの目標に合致しています。



詳しくは、支援センター事務局(TEL 058-275-3933 月～金 9:30～16:30)にご連絡ください。

あ と が き

ぎふ犯罪被害者支援センターは、今年、創立20周年を迎え、その記念事業の一環として記念誌「被害者支援20年の歩み」を発行することになりました。

この間、県や県警をはじめとする関係機関、多くの正会員および賛助会員、助成やご寄付をいただいた方々の温かいご理解とご支援により、また、役員、支援活動員の皆様の協力と努力によって、被害者支援の活動を行うことができていたことに對して、事務局としてこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

この記念誌は、2014年(平成26年)の創立10周年以降を中心に歩みを振り返るとともに、現在行っている支援事業や相談・直接的支援の推移、支援の輪を広げる事業などについて紹介していますので、参考にしていただければ幸いです。

これからもより良い被害者支援が行えるよう、取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご支援をいただきますよう、お願いいたします。

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 事務局

創立20周年記念誌
被害者支援20年の歩み
一人にはならない、させない支援の手



発行日 2024年6月

発 行 岐阜県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター
〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号 シンクタンク庁舎
TEL.058-275-3933 FAX.058-213-3933
<https://www.gifu-vsc.org>

印 刷 株式会社ダイキュー

